

令和7年度

# 奨学生募集の ご案内

1. 応募資格

- ・看護大学に在学する2年生から4年生の看護学生
- ・看護専門学校に在学する2年生から3年生の看護学生

2. 奨学金貸与に伴う採用試験日（4年生は入職に伴う採用試験を兼ねる）  
及び募集期間

	採用試験日	応募締切日（必着）
第1回	令和7年4月26日(土)	令和7年4月11日(金)
第2回	令和7年5月17日(土)	令和7年5月2日(金)
第3回	令和7年5月30日(金)	令和7年5月15日(木)
第4回	令和7年6月13日(金)	令和7年5月29日(木)

3. 試験会場

姫路赤十字病院（兵庫県姫路市下手野1丁目12番1号）

4. 試験科目

面接、筆記試験（作文）、適性検査

5. 応募書類

「姫路赤十字病院奨学金貸与規程」に記載の必要書類を当院人事課あてご送付ください。

## 姫路赤十字病院

## 姫路赤十字病院奨学金貸与規程

### (目 的)

第1条 この規程は、姫路赤十字病院が将来、看護師の資格取得を目指す看護専門学校や看護系大学に入学した学生に対し、修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護師の養成を支援することを目的とする。

### (貸与の対象)

第2条 奨学金の貸与を希望する2年生から4年生（専門学校は3年生）の学生で、かつ卒業後、姫路赤十字病院に就業する意思がある者とする。

### (貸与の額及び期間等)

第3条 奨学金は、次の各号に定める月額を上限とする。

(1) 看護専門学校の学生 月額30,000円

(2) 看護大学の学生 月額50,000円

2 奨学金の貸与時期及び方法は、原則として、4月と10月の年2回、1回につき6カ月分を貸与する。

3 奨学金の貸与期間は、最長3年間とする。

### (申請手続)

第4条 奨学金の貸与を希望する者は、次の各号に定める書類を病院長に提出するものとする。

(1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）

(2) 奨学金返済計画書（様式第2号）

(3) 履歴書（様式第3号）

(4) 奨学金振込口座届（様式第4号）

(5) 成績証明書（新たに入学した者にあつては、入学前の最終卒業校の成績証明書、在学中の者にあつては、直近の大学の成績証明書）

2 貸与申請に際しては、連帯保証人を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本規程及び奨学金貸与申請書並びに奨学金返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、父母またはこれに代わる者とする。

5 連帯保証人を変更する場合は、改めて奨学金返済計画書（様式第2号）を提出しなければならない。

### (選 考)

第5条 奨学金を貸与する学生（以下「奨学生」という。）の選考は、面接及び前条に規定する書類を審査のうえ、病院長がこれを行うものとする。

2 前項に規定する選考の結果については、文書で本人へ通知する。

（口座の指定等）

第6条 奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、（様式第4号）により、奨学金を受けようとする病院長に通知するものとする。

奨学金は、病院長が指定の口座に振込むものとする。

（奨学金の返済）

第7条 奨学生は卒業後、奨学金返済計画書に基づき、原則として、奨学金の貸与を受けた期間（奨学金の貸与を受けなかった期間を除く。）に相当する期間内に一括返済又は割賦払により全額返済しなければならない。

ただし、病院長がやむを得ない事由があると認めた場合は、病院長が認めた期間、返済の開始時期及び返済方法を変更することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法については、返済の義務が生じたときから速やかに、病院長と奨学生が相互確認するものとする。

3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、病院長は貸与を打切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず、具体的な返済の時期及び方法を病院長と奨学生が協議して定めるものとする。

（1）自己の都合により奨学生を辞退したとき。

（2）自己の都合または病気等により退学したとき。

（3）学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

（4）学業途中において、奨学生としての適性を欠き、又は就学状況が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。（学業成績の不良、停学等の懲戒処分、留年及び卒業の遅延等）

4 奨学生が、就学中に死亡した場合、奨学金を打切る。この場合、既に貸与した奨学金の返済については、病院長と連帯保証人が協議して定める。

（利 子）

第8条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課することができるものとする。

2 延滞利率については、別に定める。

（変更事項の届出）

第9条 奨学生は、次の各号に該当する事項について変更が生じたときは、速やかに、病院長に書類（様式第5号）をもって届出なければならない。

- （1）第7条第3項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- （2）氏名、住所または電話番号を変更したとき。
- （3）連帯保証人を変更したとき。
- （4）奨学金の振込口座を変更しようとするとき。
- （5）その他、奨学金の貸与に必要な事項に変更が生じたとき。

（学業成績証明書の提出）

第10条 奨学生は、学年ごとの学業成績証明書を当該年度末までに病院長に提出しなければならない。なお、最終学年は提出しなくてよい。

（返済の免除）

第11条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、病院長は奨学金の返済を免除することができる。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 姫路赤十字病院奨学金貸与規程細則

姫路赤十字病院奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望の確認)

第1 病院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し姫路赤十字病院への就労希望の有無を確認する。

(延滞利息の利率)

第2 規程第8条に定める延滞利息については、当該返済すべき日の属する月の翌月から返済の日までの期間の月数に応じて年5%の割合で計算した延滞利息を徴収することができるものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第3 規程第11条に定める、卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに看護師の資格を取得し、姫路赤十字病院に一定期間以上就業した場合に適用する」とし、その要件と免除額は次のとおりとする。

- (1) 奨学生が、学校を卒業後直ちに病院において、貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事したときは、貸与総額を免除する。(ただし、他の看護教育施設への進学、産休、育休、疾病、負傷、災害等の事由により、業務に従事できなかった期間を除く。) また、奨学生が姫路赤十字病院奨学金貸与規程第7条第3項第4号に該当する場合は、免除は認めない。
- (2) 奨学生が、業務に起因する死亡又は心身の障害のため、業務を継続することができなくなったときは、貸与残額の全額を免除する。
- (3) 奨学生が免許取得後、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、病院において業務に従事しなかったときは、次の算式により得た額を免除する。

$$\text{貸与を受けた奨学金の総額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{奨学金の貸与を受けた月数}}$$

- (4) 上記の定めにかかわらず、業務に従事している間に休職等勤務できない状況に至り、その状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続勤務の意思がある場合には、別途、返済額及び返済方法を決定することができるものとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、奨学金返済免除申請書を病院長に提出する。病院長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

(適用)

第4 この細則は、令和6年4月1日から適用する。

## 奨学金貸与申請書

姫路赤十字病院長 様

私は、姫路赤十字病院奨学金貸与規程の各条項を理解し、奨学金の貸与を受けたいので、同規程第4条により保証人連名の上、別紙返済計画書を添え、次のとおり申請します。

### 申請者

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 ( \_\_\_\_\_ 歳)

住 所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電 話 (自宅・携帯) \_\_\_\_\_

貸与希望月額 \_\_\_\_\_ 円

貸与希望期間 \_\_\_\_\_ 年 月 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで ( \_\_\_\_\_ か年)

入 学 年 月 \_\_\_\_\_ 年 月

卒業予定年月 \_\_\_\_\_ 年 月

### 連帯保証人

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

申請者との続柄 \_\_\_\_\_

住 所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電 話 (自宅・携帯) \_\_\_\_\_

極 度 額 (貸与希望月額: \_\_\_\_\_ 円) × (貸与希望月数: \_\_\_\_\_ 月) = \_\_\_\_\_ 円

※連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

## 奨学金返済計画書

姫路赤十字病院長 様

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

貸与希望月額 \_\_\_\_\_ 円

貸与希望総額 \_\_\_\_\_ 円

### 返済計画

支 払 方 法	全額一括	返済時期	年 月まで
	分 割	返済回数	
		返済金額	円/月
			その他
		返済開始月	年 月から
		返済終了月	年 月まで

履歴書

年 月 日現在

ふりがな			性別	写真 縦 4cm × 横 3cm
氏 名			男 ・ 女	
生年月日	昭和・平成	年 月 日生 (満 歳)		
ふりがな				
現住所	〒 —			
	TEL ( ) —		携帯電話 — —	
E-Mail				
帰省先	ふりがな			
	住所	〒 —	TEL	

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)



免許・検定・資格等	取得年月日	免許・検定・資格の内容
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

自己PR	
志望動機	
自覚している性格（長所・短所）	
趣味	特技
クラブ活動・スポーツ・文化活動等	得意学科・科目

### 奨学金振込口座届

姫路赤十字病院長 様

奨学生氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

奨学生住所 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

姫路赤十字病院奨学金の振込先として、下記の口座をお願いします。

奨 学 金 振 込 口 座			
ふりがな			
金融機関名	銀行 信用金庫 ( )		本店 支店 ( )
店番号		口座番号	
口座名義			

- \* 1 口座名義は、奨学生本人に限ること。
- \* 2 届出の際は、通帳の表紙のコピーを添付すること。

# 変 更 届

年 月 日

姫路赤十字病院長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生 満\_\_\_\_歳

このたび、下記事項を変更しましたので、姫路赤十字病院奨学金貸与規程第9条の規定により、  
により、次のとおりお届けします。

チェック	変 更 事 項	新	旧
	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	振込口座	銀行 支店	銀行 支店
		普通預金No.	普通預金No.
		名義人	名義人
	連帯保証人	印  (印鑑証明書を裏面に貼付のこと)	
	退学・転学	裏面に具体的理由を記入のこと	
	辞 退		
	退 職		
	その他 (具体的に)		
	変 更 日	年 月 日	

## 奨学金返済免除申請書

姫路赤十字病院長 様

私は、このたび貴院において職員として採用されることが決定されました。

つきましては、姫路赤十字病院奨学金貸与規程第 11 条及び同規程細則第 3 を了解しましたので、同規程細則第 3 の第 2 項に基づき、次の通りこれまで貸与された奨学金について返済の免除を申請します。

申請者氏名（ふりがな）

\_\_\_\_\_ ⑩

申請者生年月日

\_\_\_\_\_ 年 月 日（ 歳）

申請者住所

\_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯）

\_\_\_\_\_

借用総額

\_\_\_\_\_ 円